

平成 27 年 8 月 3 日 風力部会資料

24920-1368

平成 27 年 7 月 30 日

経済産業大臣 宮沢 洋一 様

宮崎県知事 河野 俊嗣

「串間風力発電所（仮称）設置計画」の環境影響評価準備書に対する環境の
保全の見地からの意見について

このことについて、環境影響評価法第 20 条第 1 項及び電気事業法第 46 条の 13 に基
づく環境の保全の見地からの意見を別紙のとおり提出します。

（文書取扱 環境管理課）

「串間風力発電所（仮称）設置計画」の環境影響評価準備書に対する 環境の保全の見地からの意見

1 総括的事項

工事の実施及び施設の供用後においては、適切な環境監視を実施するとともに、環境影響の予測及び評価の段階で想定しなかった課題が判明した場合は、専門家等の助言を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講じること。

2 個別的事項

（1）動物

工事期間中、クマタカの生息及び繁殖に影響を与える可能性があるとして予測された場合は、影響を与える可能性がある工事を一時休止すること。

（2）植物

切土・盛土の工事によって生じる法面の緑化に当たっては、使用する種子への外来種混入を防止するため、種苗事業者への事前確認を徹底するなど、可能な限りの対策を講じること。